

○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十二号）（附則第四十条関係）

改 正 案	現 行
（営業保証金の供託） 第十九条 （略） 2 前項の営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて、充てることができる。	（営業保証金の供託） 第十九条 （略） 2 前項の営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券をもつて、充てることができる。